

## 子どもの権利条例の策定を

問

子どもの権利条約が日本で批准され11年が経過した。全54条からなる条例は、教育のみならず、保健、医療、福祉、文化など、子どもの人権を全ての分野にわたり、人類の英知を結集してつくられたものであり、家庭、社会、教育の場において取り組むべき課題についても述べられてる。この間、学校では生徒や保護者の意見表明を保証するシステムづくりや、自治体では独自に「子どもの権利条例」をつくるなどの取り組みが進められている。子どもへの虐待や競争教育、不登校など子どもを取り巻く状況はますます厳しくなっている。子どもの権利条例がより一層、身近なものとなるよう、町民参加で「幕別町子どもの権利条例」を策定してはどうか。

教育長

平成6年に「児童の権利に関する条約」を日本が批准したにも関わらず、子どもを取り巻く環境が一向に良くならないという現実問題もあり、全国各

地で子どもの権利条例の制定に向けて動き出していると理解している。

これまで子育て家庭や学校は地域が中心になり支えてきたが、今は、地域社会の中で子どもを見守り、育てるという環境は薄れ、危なくなっているという事実

認識に立ち、家庭や学校、地域社会の各分野から見直し、どうすれば子どもたちを伸びやかに、健やかに育てることができるかについて、幕別町に住む方々が一緒になって考え、子どもを地域で育てる機運を盛り上げることが大事だと考えてる。そのための一つの手段として、その実態に即した条例をつくり総合的に推進していくのも、まちづくり、教育行政推進策の一環であると考える。

条例の制定に向けては、行政主導型で作成する手法

から、条例の内容はもとより、条例づくりの過程を重視し、町民や子どもたちと一緒にになって条例づくりに参画する、住民参加型の条

例づくりを目指すことが町民の意識の向上と理解を深めることにつながると考える。

条例制定には若干時間がかかるが、引き続き多くの方々との協力と連携のもとで進めていきたいと考える。

## 天下りの見直しを

問

景気低迷が長引き、雇用情勢が厳しい中、役場を退職した管理職が、再就職をしている。町内では、定年退職後、職を探す人や、毎日のように職安に通う若者もいる。長年続けられてきた、このような天

下りに町民から批判の声が出ている。退職された管理職の方の再就職の在り方を見直すべきではないか。

町長

毎年退職する職員の中から4名の方が再就職をされているが、決して町の権限で再就職の斡旋をしたのではない。逆に相手側から求められて就職を決めたというのが実態である。

子ども権利条約とは？

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」は基本的人権が子どもにも保障されるべきことを国際的に定めた条約です。

1989年に国連総会において採択され、日本は1994年に批准し、現在、ほとんどどの国が批准等をしています。

条約は前文と本文54条からなり、大きく分けて4つの権利（「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」）を子どもに保障しています。

